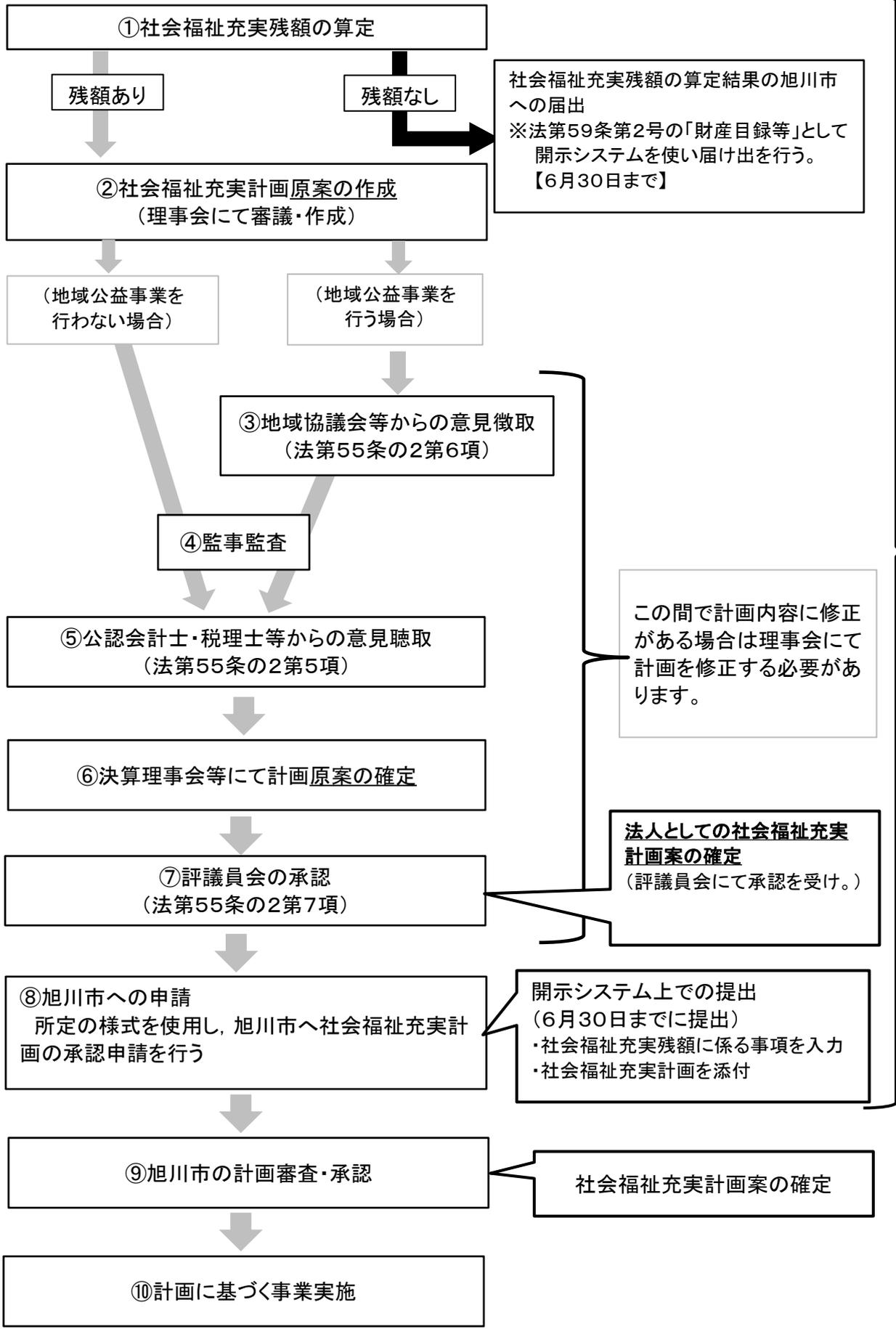


平成29年度 社会福祉充実計画策定のスケジュール 別紙1



この作業を6月末日までに行う必要があります。

【※】「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」→「開示システム」と略します
 ※平成29年度は、開示システムを用いて、社会福祉充実残額の算定を行えるのは、5月15日以降になる
 予定です。